

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 ひょうご農林水産ビジョン2035(案)
 意見募集期間 令和7年11月6日～令和7年11月27日まで
 意見等の提出件数

A	反映した	計画等に反映した意見
B	既に盛り込み済	その趣旨が既に計画等に記載されている意見
C	今後の検討課題	今後、計画等を推進する上での課題とする意見
D	対応困難	対応が困難な意見
E	その他	計画等に関係のない意見や感想

項目等	意見等の概要	件数	対応	県の考え方
1	第3章 農林水産ビジョン2035のめざす姿 (本文18ページ) ひょうご農林水産ビジョン2030では、「御食国ひょうご令和の挑戦」という主題と「都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展」という副題がある。ひょうご農林水産ビジョン2035においても同様に主題を入れるべき。	1	B	ひょうご農林水産ビジョン2035では、「次代につなぐ環境と調和のとれたひょうご五国の農林水産業・農山漁村」を主題として設定しました。主題において表現しためざす姿を実現するため、新ビジョンに基づいた施策を展開してまいります。
2	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文33ページ) 収益性が高い農林水産業の実現の項目に「環境創造型農業の推進」を含めるのであれば、環境創造型農業のどのような取り組みが収益性の高まる要因になるか具体的に明記した方がよい。 (例:コスト低減効果がある取り組み等)	1	A	ご意見を踏まえ、本文33ページに次の通り記述を修正しました。「近年の気候変動による農産物への影響が大きいことから、生産体制強化のため病虫害対策技術等の改善を図るとともに、コスト低減や付加価値向上につながる取組による収益性向上を推進します。さらに、SDGsへの関心の高まり、国の「みどりの食料システム戦略」策定等の情勢変化に合わせ、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定やJ-クレジット制度の活用などにより地球温暖化の防止に貢献する取組を推進します。」
3	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文37ページ) 「1策定の背景と主な施策(2)収益性の高い持続可能な農業の推進」や「基本方向1 収益性の高い持続可能な農業の推進 推進方策Ⅲ 次代を担う経営力の高い担い手の確保・育成」の中で、「中小規模経営体への営農継続支援」に取り組むことを記載しているが、位置づけや役割、どのように支援していくか具体的に明記したほうが良い。	2	A	中小規模経営体について、P211に準主業経営体や副業的経営体など多様な人材が担い手と協力し、地域の農業や農村を支えていることを展望として掲載しています。具体的な支援について、ご意見を踏まえ、本文37ページに次のとおり記述を修正しました。「担い手不足や高齢化が進む中、稲作経営の新たな担い手の育成・定着を図る仕組みの構築に取り組むとともに、農作業を請け負う農業サービス事業体の取組拡大や経営継承の相談対応等による大規模経営体や中小規模経営体への営農継続支援、企業の参入や地域との連携活動などを推進し、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成を図ります。」
4	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文44ページ) 国の第一次国土強靱化実施中期計画において「全国の林道路線のうち、特に重要な林道路線における排水施設や法面保全等の整備」が打ち出されたため、国計画と同様、具体的な機能強化(重要路線、排水等の防災対策)の内容に踏み込んではどうか。	1	A	ご意見を踏まえ、本文44ページに次のとおり記述を修正しました。「人工林資源の成熟化に伴う立木の太径材化も考慮しつつ、伐採から搬出までの一連の作業を安全かつ効率的に実施するため、林道や作業道の開設や既設林道の排水断面の拡大等の機能強化や適切な維持管理を推進します。」
5	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文44ページ) 「林業生産基盤の強化」において、搬出間伐よりも主伐が低コストかつ安定的な木材生産につながるという誤解が生じるため、「これまでの搬出間伐に加え、主伐も加えて、低コストかつ安定的な木材生産体制の整備を推進する」と表記してはどうか。	1	A	ご意見を踏まえ、本文44ページに次のとおり記述を修正しました。「また、県北部を中心に急峻な地形が多いことから、架線集材にも対応する高性能林業機械の導入を進めるとともに、搬出間伐や主伐のさらなる低コスト化を図り、安定的な木材生産体制の整備を推進するなど、林業生産基盤の強化により、森林組合など林業経営体の経営効率化を目指します。」
6	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文45ページ) 「主伐・再造林低コスト普及モデル」実現に向けて、もう少し踏み込んで県のお考えを記載いただきたい。	1	A	ご意見を踏まえ、本文45ページに次のとおり記述を修正しました。「主伐・再造林低コスト普及モデル」に示す低密度植栽や下刈の省力化などの手法により」
7	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文52ページ) 産地での一次処理や調理食品・加工食品の流通を追記すべきではないか。	1	A	ご意見を踏まえ、本文52ページに次の通り記述を修正しました。「県内食品関連企業とみどりの食料システム法に基づく認定を受けた県内農林漁業者等とのマッチングを推進するとともに、県内食品関連企業が活用しやすい一次加工品の生産などを支援します。これらの取組により、サプライチェーン全体が連携した新商品の開発や販路拡大などを推進します。」
8	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文55ページ) 農村RMOについて、進められている地域の情報や、具体的にどう進めたらいいか、窓口などを教えてほしい。	1	B	農村RMOについて、県庁では総合農政課農村地域活性化担当が担当しています。また、各県民局でも農林水産振興事務所、農業改良普及センターが連携して支援を行っておりますので、具体的な内容について個別に回答させていただきます。
9	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文55ページ) 中山間直接支払交付金以外の関係人口増加に対する支援策(関係人口に関わる貸農園の運営ノウハウなど)や、有機農業の推進窓口について、教えてほしい。	1	B	「農」に携わる人材の確保や、オープンファームなどの取組については、県庁では総合農政課農業生活班が担当しています。また、有機農業については農業改良課環境創造型農業推進班が担当しています。具体的な支援施策等について、個別に回答させていただきます。
10	第4章 めざす姿を実現するための施策展開 (本文55、69ページ) 登録制(事前研修を受けた人材など)によって、移住をせずとも繁忙期のみ、または週末のみ副業として農作業に参加できる制度を検討いただきたい。	1	B	楽農生活の推進において半農半Xコースなどの研修プログラムを実施するとともに、半農半Xや自給的農家を「農」に携わる人材として確保していくこととしており、「農」に関心がある地域住民等の地域農業への参画を推進する施策を実施します。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 ひょうご農林水産ビジョン2035(案)
 意見募集期間 令和7年11月6日～令和7年11月27日まで
 意見等の提出件数

A	反映した	計画等に反映した意見
B	既に盛り込み済	その趣旨が既に計画等に記載されている意見
C	今後の検討課題	今後、計画等を推進する上での課題とする意見
D	対応困難	対応が困難な意見
E	その他	計画等に関係のない意見や感想

項目等	意見等の概要	件数	対応	県の考え方
11 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文56ページ) イノシシ、シカ、クマ、サル等の野生動物による被害が連日報道されている。兵庫県森林動物研究センターや兵庫県農林水産技術総合センター森林林業技術センターで調査し、蓄積された知見を広く内外と共有すべき。	1	B	兵庫県では、第3期シカ管理計画、第3期イノシシ管理計画、第2期ツキノワグマ管理計画、第3期ニホンザル管理計画に基づき、野生鳥獣の個体数管理、被害管理、生息地管理に総合的に取り組み、農林業等への被害軽減をめざしています。シカ、ツキノワグマ、サルの推定生息頭数は、同計画に基づき、毎年度作成する年度別実施計画で、直近の頭数を公表していますので、そちらを参照ください。
12 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文56ページ) ICT等を活用し、生息数の推定値の算出・公表を行うべき。	1	B	イノシシは一度に多くの産子を生むことなど、個体数が急激に変動しやすく、推定値が現状と乖離してしまうことがしばしばであるため、推定頭数を算定していませんが、森林動物研究センターにおいて自動撮影カメラ調査に基づく生息密度推定の手法を研究中であり、イノシシ管理計画で推定結果イメージを公表していますので、あわせて参照してください。
13 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文57ページ) 都市部では「関係人口拡大事務局本部」を置き、農村・田園維持活動に関わりたい人たちを積極的に募集して、とりまとめてもらい、一方で、都市部の方達と連携した農村・田園維持活動を積極的に推進したい自治体や集落に手をあげてもらって、相互のマッチングを行うような仕組みを是非作って欲しい。	1	C	本県では、企画部地域振興課が主務課となり、「ひょうご関係人口案内所」を設置し、多自然地域からの相談に応じ、地域外への情報発信と地域活動への参加者受入のコーディネートを行っています。いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます、企画部とも連携しながら施策を進めてまいります。
14 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文57ページ) 本方針に外国人移住者の受入れも含まれているとするならば、その扱いについては十分に慎重な検討が必要。基本的には日本人の移住者・担い手を優先し、地域社会の安全性と持続可能性を最優先する観点から、担い手確保策を検討されることを強く望む。	1	D	移住しようとする方には、国籍を問わず、移住先の現状などについてしっかりと理解していただくことが重要だと考えています。なお、外国人の就農に関しては、農地の取得(農地法)や在留資格に関して制限があることから、県としては法令に従って対応してまいります。
15 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文59ページ) 「子ども食堂」や「フードバンク」などがニュースになるが、全ての県民に安定的な食料供給を考えると弱者対応を追記して欲しい。	1	A	フードバンクについては、本文59ページに「食品事業者とフードバンクの連携を促進する」旨を記載しています。また、子ども食堂については、主務部である福祉部を中心に対応していますが、農林水産部ではフードバンクとの連携を通じて食品提供を支援しています。この取組は、食品ロス削減に加え、社会のセーフティネットの一端を担い、地域でお互いに支え合う仕組みづくりに寄与しています。こうした趣旨を踏まえ、「フードバンク」の用語説明にその役割を追記しました。
16 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文60ページ) 山地防災対策でも推進項目10の「森林の防災機能の強化」と同様の内容を記載し、共通のフィールドで実施される流木・土石流対策について、治山と森づくりの施策が両輪で推進していくという強いメッセージを発することが必要と思われる。	1	A	ご意見を踏まえ、本文ページに次のとおり記述を修正しました。「土砂や流木の流出を防ぐため、人家に近接する渓流や、流木・土砂流出の危険性が高いスギ・ヒノキ人工林において、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、森林整備と治山ダム等の渓流対策を両輪で重点的に推進します。」
17 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文66、68ページ) 食育の推進において、学校・企業・協会との連携は重要だが、小規模コミュニティを活かした食育の場づくりも積極的に進めるべき。	1	B	「おいしいごはんを食べよう県民運動」では、行政や企業に加え、NPO団体や子ども会組織などの会員と連携し、官民一体となってごはん食の普及啓発を通じた食育活動を進めています。さらに、啓発資料の提供や、会員間の交流・情報交換の場づくりを通じて、地域での食育活動を支援しています。
18 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文66ページ) 農業に対する県民の理解を深めるためには、「食農教育」が非常に重要であり、JAグループも農家組合員・青年組織・JAが連携し、力を入れて取り組んでいるところである。推進項目11推進方策Ⅲ「食農教育の推進」の内容について、生産者等による「食育」活動を「食農教育」活動に修正し、表記を統一した方がよい。	1	A	取組内容がより正確に伝わるよう、表記を「食育活動」から「食農教育活動」に修正し、統一しました。「生産者等による食農教育活動への支援や生産者と学校給食関係者との関係づくりを支援します。」
19 第4章 めざす姿を実現するための施策展開	(本文68ページ) また、推進項目12推進方策Ⅱの1「おいしいごはんを食べよう県民運動の推進」について、若い世代だけでなく、大人も含め全世代型食農教育の取り組みも重要であることから、会員(団体・企業等)と連携した「全世代向け」の活動を行う旨を明記してはどうか。	1	A	「おいしいごはんを食べよう県民運動」では、従来から県民総ぐるみによる取組を進め、全ての世代を対象として活動してきました。今回のご意見を踏まえ、こうした趣旨がより明確に伝わるよう、各世代に向けた取組を行っている旨を追記しました。「県民運動の強みである200を超える会員(団体、企業、行政等)と連携し、各世代に向けた啓発活動や情報発信を行います。」